

# 東庄町中小企業再建支援金・申請の手引き

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の持続化給付金を受給された方へ（ご案内／申請書一覧）

対象者 → 町内に主たる事業所があり、国の持続化給付金を受給された中小企業者

【以下、1～5は必須】

1. **東庄町中小企業再建支援金交付申請書兼請求書**・・・様式第1号（所定）
2. **誓約書**・・・様式第2号（所定）
3. **身分証明書の写し**（個人事業主のみ）・・・運転免許書（表裏）、マイナンバーカード等
4. **口座の通帳の表紙と表紙裏面の写し**・・・口座名義（フリガナ）、口座番号 ※申請者本人
5. **国・持続化給付金の給付通知の写し**（表面と振込みのお知らせ）

【以下、該当者のみ】・・・上記5を紛失等の場合、以下の2点（①及び②か③）

- 法人／個人（共通）：①振込の確認できる頁の通帳写し
- 法人：②直前の事業年度の法人税確定申告書第1表の控え写し（受付印、メール詳細のあるもの）
- 個人：③直前の事業年度の所得税確定申告書第1表の控え写し（受付印、メール詳細のあるもの）

6. **東庄町中小企業緊急支援給付金交付可否決定通知書写し**（受給者のみ）
7. **平成30年度分までの町税等の納税が確認できる書類**・・・様式第1号で同意の場合、提出不要  
その他、上記書類に不備等があった場合、町から追加書類を求める場合があります。

必要箇所に署名捺印の上、**簡易書留等**にて、原則、**郵送**にご協力下さい。オンライン申請はございません。

【宛先】 289-0601

千葉県香取郡東庄町笹川い671-3

東庄町商工会 行き（東庄町中小企業再建支援金申請係り）

**【受付期間】令和2年8月24日（月）～令和3年2月26日（金）※2/26消印有効**

申請書類の入手方法【東庄町ホームページ上での入手】[申請書類一覧](#)、下記QRより入手可能です。

【紙ベースによる入手】 東庄町、東庄町商工会にて入手可能です。



**（受付時間）** 平日、午前9時から午後4時30分まで（土・日・祝日除く）

**東庄町商工会（受託機関） ☎0478-86-3600**

※本給付金は今後も町内で継続して事業活動を行う意思があり、本年度、国の持続化給付金を受給された中小企業者（※**農業者を除く**）を対象としております。なお、町中小企業緊急支援給付金（以下、緊急支援金）を受給された方で、その後、事業収入が対前年同月比で50%以上減少し、国の持続化給付金を申請・受給された場合、町から緊急支援金の返還要請はなく、本給付金の支給対象となります。その際、20万円より、緊急支援金を控除した差額分が本給付金の支給対象となりますので、申請漏れがないようご注意ください。また本給付金は、法人税、所得税は課税、消費税は非課税となります。

国の持続化給付金を受給された中小企業者	給付金の額
一律	20万円

※東庄町中小企業緊急支援給付金(5万円か10万円)を受給された場合、20万円から既給付額を減じた額となります。

【申請要件】

中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人\*1(以下、中小企業者という。)のうち、以下\*2に掲げる業種を営む者であること。\*1 中小企業者の範囲(中小企業基本法による定義)

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下

\*2 支給の対象となる業種

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
① 売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
② 小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
③ サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、 小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)※小分類791(旅行業)除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
④ 製造業、 建設業、 運輸業 その他業種 (① ③を除く)	大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G(情報通信業)※③業種を除く 大分類H(運輸業、郵便業) 大分類J(金融業、保険業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)※③業種を除く 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)※③業種を除く 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791(旅行業)

※以下に該当する法人は、支給の対象となりません。(中小企業基本法による定義)①社会福祉法人②医療法人③特定非営利活動(NPO)法人④一般社団・財団法人⑤公益社団・財団法人⑥学校法人⑦宗教法人⑧農事組合法人⑨農業法人(ただし、会社法の会社又は有限会社は対象)⑩有限責任事業組合(LLP)⑪組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)

※以下に該当する法人は、支給の対象となります。(中小企業基本法による定義)

①株式会社②合名会社③合資会社④合同会社⑤(特例)有限会社(会社法の施工に伴う関係法律の整備等に関する法律)⑥弁護士法に基づく弁護士法人⑦公認会計士法に基づく監査法人⑧税理士法に基づく税理士法人⑨行政書士法に基づく行政書士法人⑩司法書士法に基づく司法書士法人⑪弁理士法に基づく特許業務法人⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

【審査】受付書類は記載事項を審査の上、記載不足や誤りについての電話またはメールにて確認させて頂く場合があります。また必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。追跡のできる郵送にご協力ください。なお、提出書類の返却はいたしません。

【支給の決定及び通知】内容審査の上、適正と認められ、本支援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。支給要件に該当しないなどの理由で支給しない旨を決定したときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

【支給時期】本給付金の支給は申請後、書類に不備が無い場合、約3週間程度を予定しております。

【その他】本給付金の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東庄町は対象施設の営業状況や運営状況等の再開状況に関する検査、報告等を求めることがあります。